

摂 支 内 第 226 号  
令 和 3 年 1 月 8 日

保護者の皆様

大阪府立摂津支援学校  
校長 藤 井 雅 乗

## 令和2年度 第3回学校運営協議会の日程について(ご案内)

日ごろは本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

第3回学校運営協議会を下記のとおり実施しますので、ご案内します。

傍聴を希望される方は、下線を切り取って担任までご提出くださいますようによろしくお願ひします。  
あわせて、裏面の傍聴規則をご参照ください。

学校運営協議会へのご意見につきましては、1学期にご案内したとおりです。学校ホームページより意見書の様式がダウンロードできますので、必要に応じてご活用ください。

### 記

- 1 実施日時 令和3年 2月 12日(金) 10:00～12:00
- 2 場 所 本校 中高等部棟2階 会議室
- 3 年間テーマ 「子どもたちの命と人権を守り、明日も行きたいと思える楽しい学校」をめざして
- 4 今回の主な内容
  - ・学校教育自己診断の結果報告
  - ・今年度の進路報告
  - ・今年度の総括
  - ・次年度の学校経営計画について
- 5 その他 大阪府の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、予定や開催方法が変更になる場合があります。

..... き り と り .....

第3回 学校運営協議会を傍聴します。

\_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 傍聴者のお名前 \_\_\_\_\_

※ 1月15日(金)までに、担任に提出してください。 [担任 →三枚まで]

## 大阪府立摂津支援学校 学校運営協議会 傍聴規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府立摂津支援学校 学校運営協議会（以下、「学校運営協議会」という）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第二条 学校運営協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、期日までに学校長あてに「傍聴希望票」を提出しなければならない。

(傍聴することができない者)

第三条 議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議を傍聴することができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第四条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 二 私語、談話その他の発言をしたり、拍手をしたり、騒ぎ立てたりしないこと。
- 三 みだりに席を離れないこと。
- 四 携帯電話、およびスマートフォンについては、マナーモードにし、使用を控えること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第五条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影や録音等をしてはならない。

(違反に対する措置)

第六条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会長は、これを制止し、それに従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第七条 会長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年6月7日から施行する。